

点呼の実施及び記録

●乗務前点呼

管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号について報告を求め、運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならないものとする

乗務開始前点呼記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

●乗務終了後点呼

管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）で乗務後の点呼を行うものとする。

乗務終了後点呼記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

●乗務途中点呼（中間点呼）

管理者は、乗務前及び乗務後に点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、次の事項について報告を求め、車両の安全を確保するために必要な指示をしなければならないものとする

乗務途中点呼（中間点呼）記録事項

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的な方法
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労、の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

※参考

- ①「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合又は早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」に該当しない。
- ②「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は、該当しない。
- ③「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3 mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度0.15 mg/l 以上であるか否かは問わないものである。
- ④運行管理補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。

●アルコール検知器による酒気帯びの確認

アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所に備え、常時有効に保持するとともに、前3項の規定（乗務前点呼・乗務後点呼・乗務途中点呼）により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視で確認するほか、運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

※参考

- ①アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものも含むものとする。
- ②アルコール検知器は当面、性能上の要件を問わないものとする。
- ③「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
- ④「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。
 - ① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前。②において同じ）確認すべき事項
 - ア アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - イ アルコール検知器に損傷がないこと。
 - ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
 - ア 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - イ 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- ⑤「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。なお、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者の応答の声の調子等電話等で受けた運行管理者等が確認できる方法で行うものとする。
- ⑥「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯用アルコール検知器を使用させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機器を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器または自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。
- ⑦安全規則第7条第4項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

補 助 者 の 選 任

1人の運行管理者が毎日24時間勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理業務を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

運行管理者が実施できる業務のうち、点呼に関しては、原則として運行管理者が実施しなければならないものの、一部は補助者が実施することが可能です（**少なくとも運行管理者が3分の1を実施しなければなりません。**）。

また、運行指示書及び運行表については、運行指示書及び運行表の計画立案は運行管理者自ら作成しなければなりません。資料作成や運転者への伝達行為については補助者が実施することが可能です。

— 事業者が補助者を選任する場合には、以下の点に留意して下さい。 —

①補助者は運行管理に関する知識を有するなど運行管理者に準じる者であること。

補助者は、運行管理業務の一部を補助するので、運行管理に関する知識を有し、また、営業所内の地位も運転者を指導監督するにふさわしい、運行管理者に準じる要件を備えている者である必要があります。このため、補助者となるためには、次のいずれかの要件に該当していることが必要です。

イ) 運行管理者資格者証を取得していること

ロ) 初めて運行管理者になる者を対象に開講している機構の運行管理者基礎講習を受講していること

②補助者の地位と職務権限は運行管理規程等において明確にしておくこと。

補助者を選任した場合は、運行管理者の業務の一部を補助させるうえで、その地位と職務権限を運行管理規程などに明確に規定しなければなりません。

③補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること

補助者の数については、運行管理業務を円滑に行うことができるよう業務の量などを十分に考慮した数である必要があります。

